

社会福祉法人小田原支援センター役員及び評議員会の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人小田原支援センター（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものとする。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何に問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等を経費といい、報酬とは明確に区分されるものである。

（報酬等の支給）

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。

- 2 この法人に勤務し、職員給与が支給されている理事に対しては、理事の報酬は支給しない。

（公表）

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は、平成29年6月16日（評議員会の議決日）より施行する。